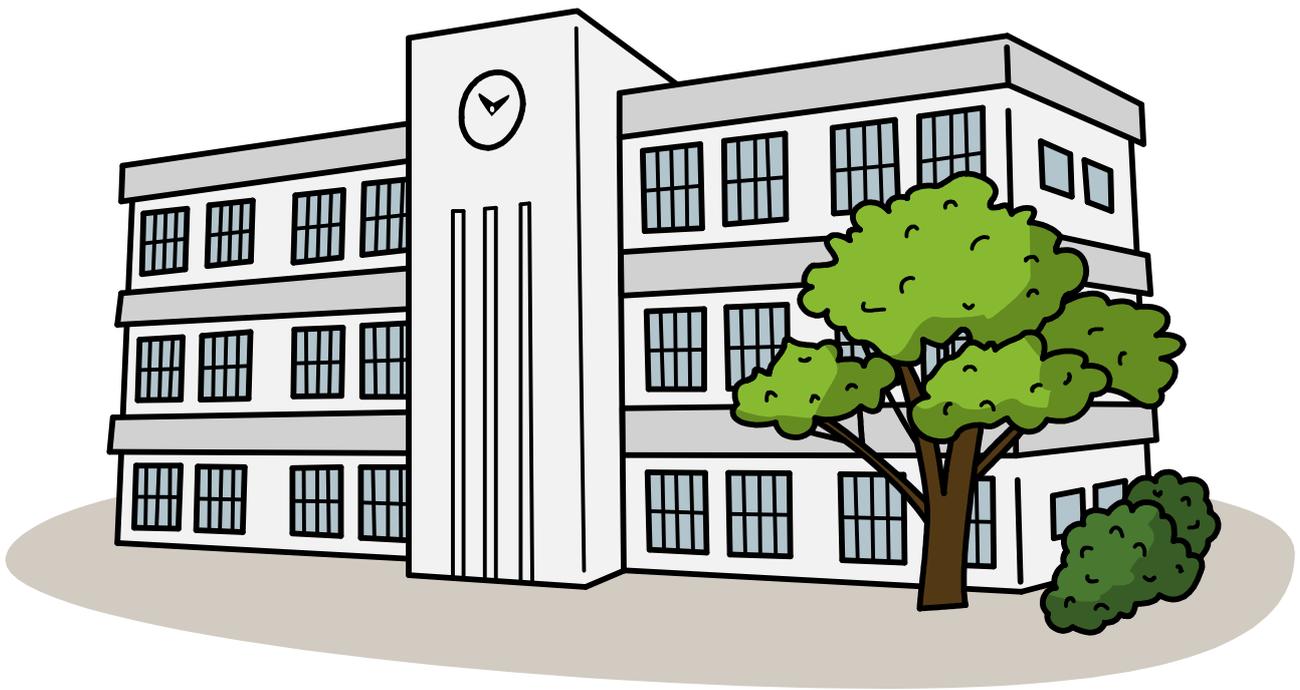


いじめ防止基本方針



令和7年 4月

蒲郡市立蒲郡南部小学校

蒲郡市立蒲郡南部小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうることを念頭におき、日々の教育活動にあたることが重要である。これらの基本的な考えを基に、全教職員が日頃から子どもに寄り添い、目をかけ、声をかけてささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

本校では、校訓「自主創造」を受け、自律・尊重・創造のできる子を目指している。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、定期的(月1回)に開催し、いじめのささいな兆候 や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

緊急性のある場合は、校長、教頭、教務主任、校務主任、特別支援主任、特別支援コーディネーター、特別支援教育担当者、学年主任、養護教諭、で臨時いじめ不登校対策委員会を構成し、すみやかに対処する。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・心のアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効力あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・必要に応じて、児童やPTA、地区の総代の意見を取り入れ、方針を改定していく。
- ・随時、学級・学年通信やホームページ、学校評価アンケートのまとめ等を通して、子どもの活躍を紹介するとともに、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置(いじめ事案への対応)

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解決に向けた指導・支援体制を組織する。

- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。
また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の関係児童の様子を複数の職員で見守り、継続的な指導・支援を行う。
※問題の解消とは、以下の2点が満たされる状態である。
- ・被害者に対する心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が少なくとも3か月は止んでいる状態。
- ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないかを、被害児童生徒と保護者の双方と面談し確認する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、ソーシャルスキルトレーニングをはじめとする体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 学校いじめ防止基本方針を児童にも周知し、児童会を中心として、縦割り活動やあいさつ運動、思いやり運動等を展開する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 心のアンケート（年3回）や教育相談を定期的に実施（年3回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ 「24時間いじめ相談ダイヤル」等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、軽い言葉で相手を傷つけ、謝罪し再び良好な関係を築くことができた場合も、対応組織に必ず報告する。
- ウ いじめへの対応は一人で抱え込まず、組織で対応していく。情報を全職員で共有する。
- エ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

- オ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- カ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- キ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ク ネット上のいじめへの対応については、子どもの発達に応じた情報モラルについての指導を実施し、家庭への協力や情報共有を呼び掛ける。必要に応じて警察署や法務局とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

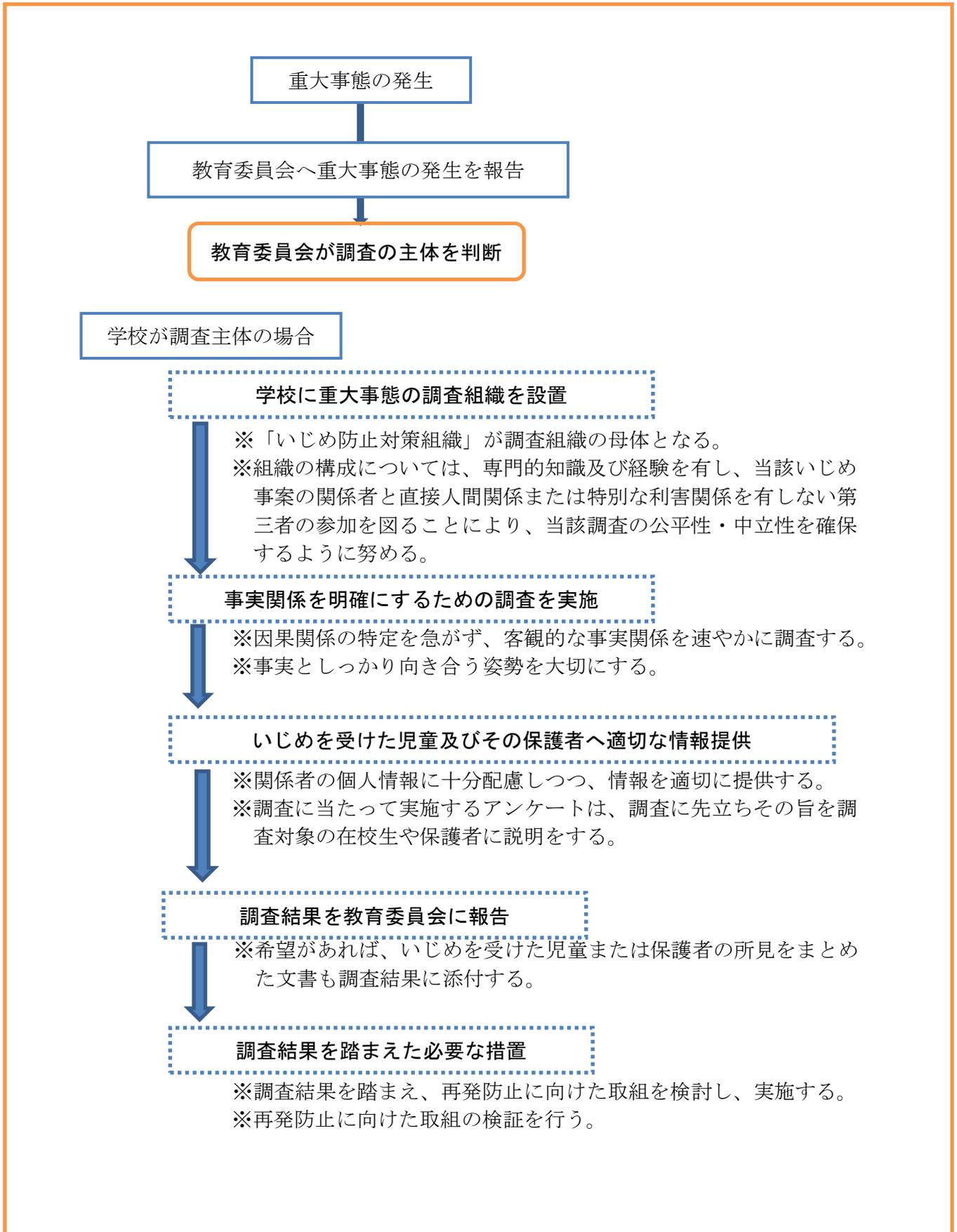
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価を年に2回（6月、12月）及び保護者への学校評価アンケートを年に1回（12月）実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」は、4月に保護者に配付するとともに、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (4) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。

【重大事態の対応フロー図】



※いじめが発生した場合の対応については、運営委員会・企画委員会など関係する職員で共通理解を図りながら、すみやかに対応していく。

＜蒲郡市立蒲郡南部学校 年間計画＞

	いじめ・不登校対策委員会	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ A ↓ P ↓ H	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○学級開き、学年開き	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定 ○PTA役員・委員全体会の開催→情報交換	○PTA総会の冊子で「学校いじめ基本方針」を配付 (学校再開後)
5月		○現職研修①「児童理解と学級作り」	○相談室やSCの児童、保護者への周知	○PTA理事幹事会の開催→情報交換 ①教育相談アンケート 教育相談週間 ○蒲中校区拡大四校連絡会の開催→情報交換	○学校運営協議会
6月			○情報モラル指導(ネットモラル)	第一回蒲南セミナー ○PTA理事幹事会の開催→情報交換	○学校評議員会 ○資源回収(事業所のみ)
7月			○七夕集会	①心のアンケート	○個人懇談会
8月		○中間評価→検証 ○現職研修②(ケーススタディ)			
9月		○「学校いじめ基本方針」の内容の見直し		○PTA理事幹事会の開催→情報交換 ○身体測定 ②教育相談アンケート 教育相談週間	
10月			○運動会	○PTA常任委員会の開催→情報交換	○学校運営協議会
11月			○赤い羽根募金活動 ○薬物乱用防止教室	②心のアンケート	○資源回収(事業所のみ)
12月			○人権週間 ○持久走プレーデー	○PTA理事幹事会の開催→情報交換 ○蒲中校区拡大四校連絡会の開催→情報交換	○個人懇談会 ○保護者への学校評価アンケート
1月		○全職員による「取り組み評価アンケート」の実施→検証		第二回蒲南セミナー ○身体測定 ○PTA理事幹事会の開催→情報交換 ③教育相談アンケート 教育相談週間	
2月		○自己評価	○保健指導(命の大切さ)	③心のアンケート	○授業参観(学習発表会) ○学年懇談会 ○学校運営協議会
3月		○学校評議員の評価結果を検証し、「基本方針」の見直し	○6年生を送る会	○PTA新役員組織づくりの会→情報交換	
通年	○いじめに関する情報の収集・対応策の検討(月に1回)	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談	○ふれあい登校(月に1回)	

